

イエローカードの撲滅を目指して!

資源とごみの出し方のルールを守りましょう


町では、ルール違反されたごみに年間約10,000枚ものイエローカードを貼付しており、そのごみは、町の美観や環境を損ない、地域の皆さんに迷惑をかけています。

そこで、今月号からイエローカードの撲滅のため、品目別にそれぞれの注意点等をお知らせします。

その1

プラスチック製容器包装

・プラスチック製容器包装とは?

 マークが付いているものです。



食品のトレイ(白色・色付・柄付)



お菓子や野菜の袋



卵や豆腐のパック



発泡スチロール

・よくあるルール違反! プラスチック製品そのものや、汚れ(食品)が付着しているトレイ、袋、パックです。



プラスチック製のおもちゃ



プラスチック製のバケツ



プラスチック製の小物入れや水差し



歯ブラシ

・なぜダメなの?

容器包装リサイクル法に基づき、リサイクルを行っていますが、プラスチック製品そのものであるおもちゃなどはリサイクルの対象にされていないからです。

また、汚れているものがダメなのは、収集されたものを、リサイクル工場にて様々な製品に生まれ変わるよう加工していますが、汚れは不純物であり、製品とならないからです。

・では、それらの「ごみ」はどうするの?

「燃える大型ごみ」または「家庭用燃えるごみ」の収集日に出してください。

・収集されたものの中にも?

収集量136トン リサイクル量93トン 処分量43トン (平成16年度)

処分量43トンとは、リサイクル工場にて梱包作業時に発見されたルール違反ごみの量です。そして、そのルール違反ごみを取り除くのは大変な作業であり、多額の費用がかかります。

各家庭での正しい分別をお願いします。